

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	保育業務システムの改修等について
----	------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理システムの開発・重要な変更）

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：子ども家庭部保育課、子ども家庭部保育指導課、教育委員会事務局学校運営課）

事業の概要

事業名	保育関連業務
担当課	保育課、保育指導課、学校運営課
目 的	令和元年10月1日から開始する幼児教育・保育の無償化にあたり、現行の保育業務システムの「保育料計算」機能を変更するほか、「認可外保育施設等利用者に対する施設等利用給付認定」、「認可外保育施設等利用者に対する施設等利用費の給付」機能及び「食材料費の免除対象者等の判定」機能の追加を行うことで、正確かつ迅速な業務運用を目的とする。
対象者	教育・保育給付認定対象者、施設等利用給付認定対象者
事業内容	1 事業内容 子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、特定教育・保育施設等の基本保育料の無償化及び区の確認を受けた認可外保育施設等の利用に関する給付制度（設等利用給付）が創設されたことにより、区では、主に以下の取組みを行うことになった。 （1）特定教育・保育施設等を利用する1号認定子ども（教育標準時間認定の子ども）及び2号認定子ども（満3歳以上の保育認定の子ども）について、基本保育料を無償とする。 （2）-1 認可外保育施設等を利用する子どものうち、3歳から5歳児クラス及び0歳から2歳児クラス（生活保護世帯及び区市町村住民税非課税世帯等に限る。）について、保育の必要性の認定及び認定対象者の管理（認定要件・期間、世帯の税情報等）を行う。 （2）-2 上記（2）-1の施設等利用給付認定を受けた子どもについて、施設等利用費の給付を行う。 （3）特定教育・保育施設等を利用する3歳から5歳児クラスの子どものについて、食材料費の免除対象者等の判定を行う。 上記の取組みを行うには、現行の「保育業務システム」を活用して、事務の効率化や確実性を向上させる必要がある。そのため、以下の改修を行うこととする。（資料22-1） （1） 「保育料計算」機能の変更 （2）-1 「認可外保育施設等利用者の施設等利用給付認定」機能の追加 （2）-2 「認可外保育施設等利用者の施設等利用費の給付」機能の追加 （3） 「食材料費の免除対象者等の判定」機能の追加 2 対象者数 約7,000人

件名 保育業務システムの改修について

保育課（担当課）	保育課、保育指導課、学校運営課
登録業務の名称	保育業務システムの改修
記録される情報項目（だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか）	1 個人の範囲 教育・保育給付認定対象者に加え、施設等利用給付認定対象者 2 記録項目 資料22-2のとおり 3 記録するコンピュータ 保育業務システム（情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバー）
新規開発・追加・変更の理由	子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、新たに認可外保育施設等利用者の施設等利用給付業務等を行う必要が生じた。しかし、現行「保育業務システム」では、当該業務を処理することができない。よって、システム改修することとする。
新規開発・追加・変更の内容	1 「保育料計算」機能の変更 2-1 「認可外保育施設等利用者の施設等利用給付認定」機能の追加 2-2 「認可外保育施設等利用者の施設等利用費の給付」機能の追加 3 「食材料費の免除対象者等の判定」機能の追加
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」（別紙）を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 3 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理（申請、承認、記録）を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 プログラムの移行に使用する外部記録媒体の取り扱いにおいては、記録媒体管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。 5 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。 6 データ移行（セットアップ）等の作業には、区職員が立ち会う。 7 本業務に係る作業はすべて庁内で行い、データの持ち出しを禁止する。 8 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及びUSB等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員が立ち会う。 【システム上の対策】 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。

	4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
新規開発・追加・変更の時期	令和元年10月 保育料計算、施設等利用給付認定及び食材料費の免除対象者等の判定機能本稼働 令和元年1月 施設等利用費の給付本稼働 令和2年3月 施設等利用費の給付実績データ作成

件名 保育業務システムの改修等の業務の委託について

保育課(担当課)	保育課、保育指導課、学校運営課
登録業務の名称	保育業務システムの改修及び保守
委託先	日本事務器株式会社(プライバシーマーク取得済)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	資料22-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的媒体(保育業務システム) ※情報システム課が管理する情報システム統合基盤サーバー内
委託理由	上記委託先は、本システムの開発事業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるため。
委託の内容	1 システム改修業務 (1) 「保育料計算」機能の変更 (2)-1 「認可外保育施設等利用者の施設等利用給付認定」機能の追加 (2)-2 「認可外保育施設等利用者の施設等利用費の給付」機能の追加 (3) 「食材料費の免除対象者等の判定」機能の追加 2 保守業務 (1) サーバー、ソフト、システムの保守・障害復旧 (2) 運用支援、問合せ対応、法・制度改正対応等
委託の開始時期及び期限	1 改修業務 令和元年9月から令和2年3月31日まで 2 保守業務 令和元年10月(保育料計算、施設等利用給付認定及び食材料費の免除対象者等の判定機能本稼働後)から令和2年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	【運用上の対策】 1 区と委託先の契約書には、「特記事項」(別紙)を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。 2 個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底する。 3 システム機器設置場所へ事業者が入退室する際は、管理(申請、承認、記録)を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 4 プログラムの移行に使用する外部記録媒体の取り扱いにおいては、記録媒体管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。 5 実データを使用した検証作業は、区職員が実施する(委託先には、必要な支援のみ行わせる)。 6 データ移行(セットアップ)等の作業には、区職員が立ち会う。 7 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、

	社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及び USB 等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員が立ち会う。 【システム上の対策】 1 外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えいがないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じる。 2 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 3 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 4 職員が、システムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行う。 5 システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	【運用上の対策】 1 委託事業者がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施させる。 2 改修過程における検証作業においては、委託事業者にダミーデータを使わせる。 3 データ移行（セットアップ）は、委託先のモバイルパソコンにデータを保存することを禁止させるとともに、区職員の立ち会いの元、委託事業者に行わせる。 4 本業務に係る作業は、すべて庁内で行い、データの持ち出しを禁止する。 5 委託先が、モバイルパソコンを持込む際は、区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコンと区のシステム機器及び USB 等の記録媒体との接続をさせないように、区の職員の立会いに応じさせる。 【システム上の対策】 1 ウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。 2 OS のセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させる。 3 保守業務にあたっては、アクセスログの管理監視による不正アクセス対策など、セキュリティ対策を実施させる。 4 不具合等が発生し、委託事業者が直接障害対応する場合は、遠隔地からのシステム接続を禁じ、庁舎内で行わせる。

特 記 事 項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査等)

- 15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。
- 16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。
- 17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表等)

- 20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。